

コード	503030702
記入日	H23.10.27

課コード	125
課名	生涯学習課
課長名	西川 義男
担当者	谷山 靖浩

事務事業事前評価表

作成年度	平成 23 年度
------	----------

評価対象事業名称	上郷体育館補強・大規模改造事業
----------	-----------------

事業種類	単年度事業
事業期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	5	政策名称	しまの誇り・文化の育成	款コード	10
施策コード	503	施策名称	スポーツ・レクリエーションの充実	項コード	6
基本事業コード	50303	基本事業名称	スポーツ施設の整備・充実	目コード	2
事務事業コード	5030307	事務事業名称	施設管理運営事業	細目コード	1256
関連計画	法令・条例規則等		新上五島町体育館条例		

計画 (PLAN)

対象：誰、何を対象にしているのか	対象指標：対象の大きさを表す指標			
(対象1) 町民	(対象指標1)	22,671人□H23.9月末現在)		
(対象2) 上郷体育館利用者	(対象指標2)	6,219人□H22実績利用者)		
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入	活動指標：事務事業の活動量を表す指標			
・ 上郷体育館補強・大規模改造工事一式 (A=810㎡) < 事業概要 > 1. 屋根の改修 (加工工法) 2. 内外壁の改修 3. サツ全取替 4. 床面の改修 5. ステージ撤去、事務室、器具庫、観覧席、玄関ロビー、放送設備設置 6. リーナ照明器具取替 (昇降式) 7. スポットライトのライン引き、競技備品購入設置	(活動指標名称)	(活動指標数値)	(指標積算根拠)	(目標達成年度)
	① 補強・大規模改造工事	1.0式	A = 810㎡	平成24年度
	②			
	③			
目的：何をしたいのか	成果指標：目的の達成度を表す指標			
・ 建築後39年を経過し老朽化が著しい上郷体育館を改修することにより、スポーツ振興を通じて町民の健康づくり、体力づくりに寄与することを目的とする。	(成果指標名称)	(成果指標数値)	(指標積算根拠)	(目標達成年度)
	① 事業進捗率	100%	実施事業費+計画事業費	平成24年度
	② 利用可能日数	359日	利用可能日数+359日	平成24年度
	③			

実施 (DO)

	単位	全体計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降
		H 24 ～ H 24							
活動指標	式	1.0		1.0					
成果指標	%	100		100					
	日	359		359					
総事業費 C (A+B)	千円	80,700		80,700					
直接事業費 A	千円	80,000		80,000					
人件費 B	千円	700		700					
内訳	従事職員数	人		0.1					
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円							
	県補助金	千円							
	起債	千円	76,000	76,000					
	その他	千円							
一般財源	千円	4,700		4,700					

評価 (CHECK)

評価項目		内 容
1 次 評 価	事業の緊急性・必要性	老朽化のため、雨漏りや窓の開閉ができないなど建物の安全及び利用者の利用環境の悪化が著しいため、早急な改善が必要である。
	類似事業との関連	類似事業はない。
	費用対効果	体育館大規模改造工事を行うことによって、建物の安全性及び利用者の利用環境が向上するだけでなく、新たにバトミントン競技や近年競技人口が増加しているフットサル競技にも対応した体育館となり幅広い種目のスポーツ振興に寄与し、また各種スポーツ大会が開催できるようになります。

2次評価	・ 公共施設見直し計画では施設の存続ということであり、耐震補強工事は必要であると認識するが、年間利用者等を考えると大規模改造においては、事業内容の見直しを行い、経費の節減に努めること。
------	--

住民等の意見	
町の対応	

事業採択結果	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
	●			計画どおりに事業を実施する				次年度以降に計画どおり実施する
		●		事業内容を見直して事業を実施する				次年度以降に計画を見直して実施する
				事業費を増額して事業を実施する				次年度以降に類似事業と整理統合して実施する
				事業費を減額して事業を実施する				当分の間は実施しない
				類似事業と整理統合して実施する				

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。